

議第31号

物品の処分について

次のとおり物品を売却する。

- 1 品 名 学習用タブレット端末（キーボード、ACアダプター等の周辺機器等を含む。）
- 2 数 量 14,400台
- 3 売却金額 91,872,000円
- 4 引渡期限 令和8年6月30日
- 5 売却の相手方 広島県広島市中区袋町4番25号
株式会社大塚商会 広島支店
支店長 真子 健
- 6 売却の方法 随意契約（公募型プロポーザル）

（提案理由）

不用となった学習用タブレット端末を売却するため、この案を提出する。